

岩手県告示第 761 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 11 月 2 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 397 号
- 2 供用開始の区間 奥州市胆沢区若柳字林尻 61 番地先から字横岳前山 1 の 1 内横岳前山国有林 132 林班よ 5 小班地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 11 月 6 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成 19 年 11 月 2 日から同年 12 月 2 日まで